第二千二百三十九号

平成十五年十月十五日(水曜日)

目 次

告 示

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出. 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生.

道路の区域の変更.....

(水産振興課) ... (団 体 経 営) ... 道 路

課 :

同

· ::

道路の供用の開始......

示

青森県告示第六百五十二号

の規定により公示する。 要件に適合すると認めたので、 の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号) 第百八条第二項の規定により次 同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項

平成十五年十月十五日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

1 さけ・ま	尻 労 区 域	下北郡東通村大字尻労字下堀川二一の五
区分	区域	発起人の住所及び氏名 (名称)

下北郡東通村大字尻労字下堀川五

青森県告示第六百五十三号

ıΣ り公示し、 る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとお 漁船損害等補償法施行令 (昭和二十七年政令第六十八号) 第五条第一項の規定によ 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第百十二条第一項の規定によ 届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

		六ケ所海水	名加 入 区 称の	届
三五番地二の	六番地一 小番地一 大手が付大	番地とおかがいます。	発起人の	出
 	村大字尾鮫字家	.村大字尾鮫字	の住所及び	事
信場。	に 義 経 経	木 村 常 紀元	氏名	項
		同月十五日かれ 一九日 一十五日かれ 一九日 一十五日かれ 一九日 一十五日 かんしゅう こうしゅう アー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー	期間	指定漁船
		日ら十 組水六 合漁ケ	場場	調書の縦
		業所 協村 同海	所	覧

青森県告示第六百五十四号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、 次のとおり

部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、告示の日から平成十五年十一月十四日まで青森県県土整備

平成十五年十月十五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

青	 	
森	一丁目一番一号行人)	
ᅎ	±(i)	

東 奥 印 刷 株 式 会 社(青森市古川二丁目一七番五号(印刷所·販売人) 定価小口一枚二付十五円一銭

毎週月・水・金曜日発行

部道路課において一般の縦覧に供する。 道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。 青森県告示第六百五十五号 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、 場 線 注 北 町 停 車 なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年十一月十四日まで青森県県土整備 三国 三道 八 号 路 平成十五年十月十五日 線 名 上北郡上北町大字大浦字上屋敷六四の五まで上北郡上北町大字大浦字上屋敷三四六から 三沢市鹿中三丁目一四五の三六一まで三沢市四川目五丁目五九〇の二から 供 用 開 始 青森県知事 の X 間 Ξ 村 平成三:10:三 の供 期 期 開 三 三 • 次のとおり

申 吾

日始

1	1	番図号面
Ĭ	種道 路 類の	
] /		路線名
三沢市鹿中三丁目一四五の三六一まで	三沢市四川目五丁目五九〇の二から	変更の区間
後	前	前変 後更 別の
後 一八・六〇メートルまで	前 一六・六〇メートルまで	前後別敷地の幅員
一八・六〇メート	一六・六〇メートルま	敷地の幅